

○地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程の一部改正 新旧対照表

(1) 平成30年12月19日施行

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、平成30年12月19日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の規程第6条の規定（次項において「新規程の規定」という。）は、平成30年12月の期末手当から適用する。</u> <u>（期末手当の内払）</u></p> <p><u>3 改正前の規程第6条の規定に基づいて平成30年12月に支給された期末手当は、新規程の規定による期末手当の内払とみなす。</u></p> | <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> |

(2) 平成31年4月1日施行

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> | <p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の145を乗じて得た額に、<u>6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> |